

	犬山市市民活動の支援に関する条例	田原市市民協働まちづくり条例	安城市市民協働推進条例	岩倉市市民協働ルールブック
施行日	平成14年4月1日	平成20年4月1日	平成24年10月1日	平成24年2月
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方分権及び地域間競争の中で、都市としての魅力を創造し保ち続けるため、まちづくりにおいて市民活動が果たしている役割の重要性に照らし、市が市民活動を支援するにあたっての基本理念及び基本方針並びに支援センター、基金、助成等の支援措置を定め、自主的かつ積極的な市民活動を促進するとともに、市と市民活動団体との協働関係を構築し、もって市民の自覚と責任に基づく多様な価値観を認める社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、安城市自治基本条例(平成21年安城市条例第24号)の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>	<p>「市民協働ルールブック」策定の背景と目的</p> <p>平成23年度よりスタートした第4次岩倉市総合計画では、第3次岩倉市総合計画で掲げた「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」という基本理念の次の協働の段階のあり方として『多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす』をまちづくりの基本理念として掲げました(図表1-1)。そして、この基本理念を具現化するために、「より確かな市民参画・協働を推進する」をまちづくり戦略の一つとして掲げ、基本施策「市民協働・地域コミュニティ」の一つの施策として「市民との協働ルールの確立」を位置づけました。</p> <p>この施策を踏まえて策定した「岩倉市市民協働ルールブック」は、市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政のそれぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進していくための、市民協働の礎を創ることを目的としています。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 市民が協働し、又は市民と市が協力して自らが住み、生活し、又は活動している場を快適かつ魅力あるものにしていく諸活動をいう。</p> <p>(2) 市民活動 市内に居住するか否かを問わず、まちづくりに関して責任と義務を自覚し、まちづくりの主体となる者による特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動に該当する活動を目的とするものをいう。</p> <p>(3) 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であって、第10条の規定により登録された団体をいう。</p> <p>ア 10人以上の会員を有すること。</p> <p>イ 活動が市民で行われていること。</p> <p>ウ 市民に開かれた団体であること。</p> <p>エ 代表者及び運営の方法が会則で決まっていること。</p> <p>オ 独立の組織であること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 総合計画 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。</p> <p>(2) まちづくり 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。</p> <p>(3) 行政活動 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。</p> <p>(4) 市民公益活動 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。</p> <p>ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(5) 市民参加 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。</p> <p>(7) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。</p> <p>(2) 市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>(3) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。</p> <p>(4) 地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。</p> <p>(5) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。</p>	<p>協働とは ～協働の定義～</p> <p>協働とは、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などの様々な主体が、主体的・自発的に、公共の利益の増進といった共通の目的を達成するために、相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任をもって、その特性や能力を発揮しつつ、共に考え、行動することです。</p> </div> <p>協働を進めていく意義・効果とは、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民だけではできないような助け合いや行政だけでは対応できないようなきめ細やかで多様な社会サービスの実現、市民等の生きがいや自己実現の機会の創出といった、各主体だけでは成し得ない創造的な社会的な価値が生まれること、ひいては、協働を通じて、多様な縁や絆が生まれ、「役立ち感」に満ちた市民社会が実現することです。</p> </div> <p>協働を進める時代背景 ～なぜ協働か、協働のメリットは何か～</p> <p>(1) 時代の変化と市民ニーズの多様化(少子高齢社会、人口減少時代の到来)</p> <p>(2) 地方分権・地方自治の時代の到来</p> <p>(3) 行政だけでは対応できない地域課題の顕在化</p> <p>(4) これまでのまちづくりの進め方に対する反省</p> <p>(5) 市民自治の時代</p> <p>(6) 市民意識の高まり</p>

		<p>(8) 市民活動団体 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。</p> <p>(9) 地域コミュニティ団体 次に掲げる団体をいう。</p> <p>ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体</p> <p>イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体</p> <p>ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体</p> <p>(10) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。</p> <p>(11) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p>		
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市及び市民活動団体がまちづくりにおいて、市民の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする社会的活動を協働して行うにあたっては、相互に尊重しつつ対等の関係で協力し、及び協調するものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 市が市民活動を支援するにあたっては、次に掲げる基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 市民活動の自主性と自立性を尊重し、市民活動を促進しなければならない。</p> <p>(2) 市民活動の支援の内容及び手続は、公平かつ公正でなければならない。</p> <p>(3) 市民活動の支援の内容及び手続は、公開かつ透明でなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。</p> <p>(1) 互いに自立し、自主的に行動すること。</p> <p>(2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。</p> <p>(3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。</p> <p>(4) 目標を共有し、その達成に努めること。</p> <p>(5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。</p> <p>(6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。</p>	<p>協働を進める上での基本原則(協働の心構え)</p> <p>市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などそれぞれの主体は、以下の5つの原則を心構えとして持ちながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>1 補完性の原則</p> <p>2 相互理解の原則</p> <p>3 目的・目標共有の原則</p> <p>4 対等性の原則</p> <p>5 公開性の原則</p>
市民の役割	<p>(市民の役割)</p> <p>第7条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第16条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。</p>	<p>市民の役割</p> <p>○情報の収集</p> <p>○地域活動への参加</p> <p>○市民活動・社会貢献活動への参加</p> <p>○市民の声を届ける場への積極的な参加等</p>
地域団体の役割		<p>(地域コミュニティ団体の位置付け)</p> <p>第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。</p> <p>(地域コミュニティ団体の責務)</p> <p>第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。</p> <p>2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の</p>	<p>(地域団体の役割)</p> <p>第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。</p>	<p>地域団体の役割</p> <p>○地域住民同士の交流・連携の促進</p> <p>○情報の共有</p> <p>○多様な地域住民のニーズ把握等</p> <p>○地域の中の組織づくり</p> <p>○地域の課題解決</p>

		<p>市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。</p> <p>4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。</p> <p>(地域コミュニティ団体の認定)</p> <p>第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。</p> <p>2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めるときは、これを取り消すことができる。</p> <p>3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。</p> <p>4 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。</p>		
市民活動団体の役割	<p>(市民活動団体の責務)</p> <p>第6条 市民活動団体は、会員及び寄附金、助成金等の提供者に対して、その信託された任務を適切に履行し、かつ、履行したことを説明する責任を負う。</p> <p>2 市から資金、備品、器具等(以下「資金等」という。)について助成を受けようとし、又は受けた市民活動団体は、この条例に定める義務及び責務を遵守しなければならない。</p> <p>3 市民活動団体は、市から資金等の助成を受けた場合において、助成の趣旨に沿った運用がなされていること及び助成を受けた活動が一定の成果をあげたことを市又は市民から求めがあったときには、説明しなければならない。</p>	<p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。</p>	<p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。</p>	<p>市民活動団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識や情報の活用と地域ニーズ等の把握</li> <li>○活動の場の提供</li> <li>○活動の輪の拡大</li> <li>○公益活動の推進</li> </ul>
事業者の役割	<p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会の一員として市民活動を促進するため、資金の助成、情報の提供その他の支援に努めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。</p>	<p>事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりへの参加</li> <li>○地域活動・市民活動への支援</li> <li>○社会貢献活動のための環境づくり</li> </ul>
市の責務・役割	<p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、市民が広くまちづくりに参加し、活発な市民活動を促進するため、次に掲げる支援措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 普及及び啓発</li> <li>(2) 活動拠点の提供</li> <li>(3) 備品、器具等の整備</li> <li>(4) 情報システムの整備</li> <li>(5) 人材育成及び研修の機会の確保</li> <li>(6) 資金の助成</li> <li>(7) その他市長が必要があると認める支援措置</li> </ol> <p>2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価に市民活動</p>	<p>(市の機関の役割)</p> <p>第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。</p> <p>(市の機関の責務)</p> <p>第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。</p> <p>2 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。</p>	<p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の提供・共有</li> <li>○協働の環境条件の整備</li> <li>○参加・参画機会の充実</li> <li>○人材の育成</li> <li>○職員の協働意識の醸成と市民との信頼関係の構築</li> <li>○協働に対する理解促進</li> </ul>

	団体が参加できる機会の拡充を図るものとする。			
市職員 の役割				
基本 施策		(方針の策定) 第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。	(市の基本施策) 第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。 (1) 人材の育成に関すること。 (2) 活動場所の充実にに関すること。 (3) 財政的支援に関すること。 (4) 情報の収集及び提供に関すること。 (5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。	
協働に よる事業				1企画立案段階での協働 2事業・活動等の実施段階の協働 ①事業委託 ②事業共催 ③補助・助成 ④後援 ⑤事業協力 3評価・改善段階の協働
市民と 市との 関係	(相互協力) 第9条 市、市民活動団体及び事業者は、相互に尊重し、対等の立場で協力し、連携し、及び協働しなければならない。			
協定の 締結等				
市民等 の市政 への 参画 機会		(行政活動における市民参加と協働の実現) 第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。 2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。 3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。 4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。 (市民公益活動における協働の実現) 第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。 2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。		
市が行う 業務へ の参入 機会				
人材				

支援				
<p>財政的 支援・ 基金</p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第14条 市は、自主的かつ積極的な市民活動を促進する目的に活用するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、犬山市市民活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第15条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める額及び市民活動の促進のための市民、事業者等からの寄附金、拠出金等(以下「寄附金等」という。)とする。</p> <p>2 市は、基金に関して、市民、事業者等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金等の申出がされるよう啓発に努めるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第17条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、市民活動支援に関する事業の財源に充てるものとする。</p> <p>2 前項に規定する目的に収益を使用しない場合には、基金に編入するものとする。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 市民活動の普及啓発事業の経費</p> <p>(2) 市民活動を支援する事業の経費</p> <p>(3) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に定める保険事故が生じた場合の市債の償還の財源</p> <p>(4) その他市民活動に関する事業の経費</p> <p>2 市長は、基金の処分に関する重要事項については、委員会に諮ってその意見を聞かなければならない。</p> <p>3 市長は、基金の処分について公開するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第18条の2 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>第5章 市民活動への資金等の助成</p> <p>(資金等の助成)</p> <p>第19条 市長は、登録された市民活動団体に対して、予算で定める額の範囲内で資金等の助成を行うことができるものとする。</p> <p>2 市長は、資金等の助成の方法を定めるにあたっては、委員会に諮ってその意見を聞かなければならない。</p> <p>(資金等の助成の審査及び決定)</p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第19条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。</p> <p>5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>6 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p>		<p>市民活動助成制度の創設と運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、市民活動の活性化や拡充を図るための市民活動助成制度を創設します。</li> <li>●将来的には、行政からの提案型協働事業を検討します。</li> <li>●審査については、市民活動助成審査会を設置し、透明性を持って行うとともに、事業の実施状況等を評価しながら、審査のあり方や助成制度のあり方について見直しを検討します。</li> </ul>

	<p>第20条 市長は、資金等の助成の申請があった場合は、委員会の審査を経て、資金等の助成を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、委員会における審査の過程及び結果を公開するものとする。</p>			
活動の場の整備	<p>(センターの設置)</p> <p>第12条 市民活動の促進に関する次に掲げる事業を行うため、犬山市市民活動支援センター(以下「センター」という。)を犬山市大字犬山字北古券甲98番地の1に設置する。</p> <p>(1) 情報の収集及び提供に関する事業</p> <p>(2) 支援及び助成に関する事業</p> <p>(3) 普及啓発に関する事業</p> <p>(4) 調査研究に関する事業</p> <p>(5) 人材育成、研修、交流等に関する事業</p> <p>(6) 相談に関する事業</p> <p>(7) その他市民活動の促進に関する事業</p> <p>(センターの運営及び活動)</p> <p>第13条 センターの運営及び活動は、市及び市民活動団体が協働して行うものとする。</p> <p>2 市長は、センターの運営及び活動に関する重要事項については、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。</p> <p>3 市長は、センターの運営及び活動状況を公開するものとする。</p>	<p>(活動環境の整備)</p> <p>第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。</p> <p>2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報の保護に留意するものとする。</p> <p>(その他の支援)</p> <p>第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。</p>		<p>活動しやすい環境づくり</p> <p>市民活動支援センター機能の充実</p> <p>岩倉市における市民活動の状況がわかる市民活動支援センターとするために、以下の機能を充実します。</p> <p>(1) 市民活動の活動拠点機能の充実</p> <p>(2) 情報受発信機能の充実</p> <p>(3) 相談コーディネート機能の充実</p> <p>(4) 市民活動団体の交流機能の充実</p>
				<p>情報発信・共有の充実</p> <p>1 まちづくり交流会の開催</p> <p>2 多様な媒体を活用した情報発信の充実</p> <p>3 情報発信力の強化</p> <p>4 公共施設における情報発信の充実</p>
				<p>協働を推進するための仕組みづくり</p> <p>1 市民活動助成制度の創設と運営(再掲)</p> <p>2 協働に関する研修の実施</p> <p>3 自治基本条例等の制定</p> <p>4 市民活動支援体制の充実</p>
登録制	<p>(登録)</p> <p>第10条 市民活動団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、登録しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 主たる事務所の所在地</p> <p>(3) 目的</p> <p>(4) 会員の資格の得喪に関する事項</p> <p>(5) 役員に関する事項</p> <p>(6) 会計に関する事項</p> <p>(7) 活動地域及び活動内容に関する事項</p> <p>(8) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>2 市から資金等の助成を受けた市民活動団体は、次に掲げる事項</p>			

	<p>についても登録しなければならない。</p> <p>(1) 助成を受けた資金等の名称及び内容 (2) 活動計画書及び予算書 (3) 資金等の助成を受けた活動報告書及び決算書 (4) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>3 市民活動団体は、登録事項を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、登録事項を公開するものとする。 (登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により登録された市民活動団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。</p> <p>(1) 市民活動団体でなくなったとき。 (2) 登録申請又は資金等の助成申請に関し虚偽の記載をしたとき。 (3) 市民活動団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。 (4) 市から助成を受けた資金等の活用にあたり著しく不当な行為を行ったとき。</p> <p>2 市長は、前項の処分にあたっては、犬山市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)に諮って、その意見を聞かなければならない。</p>			
<p>特定 非営利 公益 事業の 指定</p>				
<p>推進 体制</p>	<p>(委員会の設置)</p> <p>第21条 この条例に定める事項のほか市民活動の促進に関する事項について、調査、審査及び助言を行うため、委員会を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第22条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識を有する者 (2) 市民活動に関する知識及び経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任することができる。</p>	<p>(協働会議の設置)</p> <p>第20条 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議(以下「協働会議」という。)を設置する。</p> <p>2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成する。</p> <p>3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(協働推進会議の設置)</p> <p>第 10 条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)を設置する。</p> <p>2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 公募による市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。</p> <p>4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>特定 非営利 公益</p>				

事業への支援措置				
委任	(委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	